

第 4 級 与

第4 紹与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年4月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされおり、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

1 職員給与の実態

当委員会が、令和6年4月1日現在で実施した「令和6年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表4-1から表4-3までのとおりである。

表4-1 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全 給 料 表	人 23,509	歳 40.9	年 18.5
行政職給料表	5,464	42.3	20.2
公安職給料表	3,551	38.5	17.4
教育職給料表(一)	19	53.5	28.3
教育職給料表(二)	4,209	41.0	18.2
教育職給料表(三)	9,673	40.7	18.0
教育職給料表(四)	25	49.6	25.0
研究職給料表	223	45.0	21.9
医療職給料表(一)	20	47.6	22.4
医療職給料表(二)	182	43.8	20.3
医療職給料表(三)	141	43.9	20.1
特定任期付職員給料表	2	62.4	43.1

(注) 第一号任期付研究員給料表及び第二号任期付研究員給料表の適用職員はいない。(以下、表4-2及び表4-3について同じ。)

表4-2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区 分 給料表	計 %	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	100.0	84.0	5.1	10.9		56.8	43.2
行政職給料表	100.0	74.1	9.1	16.8		63.3	36.7
公安職給料表	100.0	54.2	4.0	41.8		88.1	11.9
教育職給料表(一)	100.0	94.7	5.3			84.2	15.8
教育職給料表(二)	100.0	94.0	2.6	3.4		52.6	47.4
教育職給料表(三)	100.0	96.3	3.7			43.9	56.1
教育職給料表(四)	100.0	84.0	16.0			88.0	12.0
研究職給料表	100.0	95.5	3.6	0.9		82.5	17.5
医療職給料表(一)	100.0	100.0				65.0	35.0
医療職給料表(二)	100.0	81.3	18.7			40.7	59.3
医療職給料表(三)	100.0	55.3	43.3	0.7	0.7	3.5	96.5
特定任期付職員給料表	100.0			100.0		100.0	

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表4-3 適用給料表別平均給与月額

区 分 給料表	給 料	地域手当	扶養手当	その他の手当	計
全 給 料 表	円 353,139	円 7,962	円 8,356	円 16,164	円 385,621
行政職給料表	329,851	8,880	8,458	17,073	364,262
公安職給料表	338,424	8,477	13,415	8,580	368,896
教育職給料表(一)	533,195	16,723	7,579	23,921	581,418
教育職給料表(二)	368,476	7,693	7,861	15,948	399,978
教育職給料表(三)	364,393	7,182	6,709	17,852	396,136
教育職給料表(四)	436,380	7,898	16,660	11,368	472,306
研究職給料表	356,081	7,556	9,973	17,559	391,169
医療職給料表(一)	465,675	83,549	2,900	288,963	841,087
医療職給料表(二)	347,229	8,451	7,014	22,435	385,129
医療職給料表(三)	341,911	8,987	3,461	13,588	367,947
特定任期付職員給料表	518,000	15,540	-	0	533,540

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。

2 民間給与の実態

(1) 民間給与の調査

ア 令和6年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 実地調査期間 令和6年4月22日から6月14日まで
- (イ) 調査対象事業所 令和6年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の889事業所
- (ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 54職種 合計 76職種
- (エ) 調査実人員 5,920人（うち、初任給関係職種437人）であるが、行政職に相当する調査実人員は5,400人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は52,934人であり、うち行政職に相当するものは42,490人である。
- (オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職種	学歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	217,006	225,229	209,495	214,717
	短大卒	183,387	186,826	178,202	186,000
	高校卒	182,560	191,023	176,192	183,500
新卒事務員	大学卒	216,507	222,595	204,363	219,575
	短大卒	180,687	182,183	182,210	172,000
	高校卒	181,933	192,281	176,003	178,200
新卒技術者	大学卒	218,161	244,418	215,163	205,000
	短大卒	188,105	210,000	174,500	200,000
	高校卒	183,092	189,918	176,337	188,800

(注) 1 金額は、きまつて支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

表4-5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職種	平均年齢	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円
支店長	54.5	681,960	681,960	—	—
工場長	55.3	728,398	789,718	599,136	—
事務部長	53.1	573,289	595,666	564,188	489,424
技術部長	53.1	583,011	656,556	550,141	525,326
事務部次長	51.2	492,625	501,943	503,693	445,199
技術部次長	50.3	519,950	617,231	466,784	474,301
事務課長	49.6	502,381	516,143	464,537	415,967
技術課長	50.1	523,912	578,581	457,958	440,078
事務課長代理	46.5	400,532	401,389	398,688	391,142
技術課長代理	47.5	463,166	506,280	412,084	367,001
事務係長	43.9	356,087	366,065	340,795	335,735
技術係長	43.7	377,729	427,598	357,727	326,318
事務主任	41.7	308,262	320,318	291,191	294,475
技術主任	40.8	341,272	394,474	298,616	290,510
事務係員	37.6	279,183	288,837	270,740	260,752
技術係員	37.0	336,880	358,288	268,519	234,554

(注) 金額は、きまつて支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、令和6年10月10日（金）、12月19日（木）議長及び知事に対し、地公法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

（1）給与勧告の骨子

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（10,247円 2.76%）を解消するため、初任給を始め若年層に重点を置き全級全号給について給料表を引上げ改定
- ・特別給（現行4.50月分）は、民間のボーナス（4.61月）を下回るため、0.10月分引上げ改定

（2）公民較差

① 調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の173事業所

② 民間従業員の給与との比較（公民較差）

＜月例給＞

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A-B）
381,502円	371,255円	10,247円（2.76%）

＜ボーナス＞

令和5年8月から令和6年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A-B）
4.61月	4.50月	0.11月

(3) 改定等の内容

令和6年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

- ① 行政職給料表 国家公務員の俸給表の改定を参考に、初任給を始め若年層に重点を置き、全級全号給について給料表を引上げ改定

給料	はねかえり	寒冷地手当	計
9,936円	255円	56円	10,247円 (2.76%)

- ② その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引上げ。引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

（一般職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
改定後 (6年度)	期末手当	1.225月	1.275月	2.50月
	勤勉手当	1.025月	1.075月	2.10月
	計	2.25月	2.35月	4.60月
改定後 (7年度以降)	期末手当	1.25月	1.25月	2.50月
	勤勉手当	1.05月	1.05月	2.10月
	計	2.30月	2.30月	4.60月

<その他>

初任給調整手当（医師等） 国家公務員の改定状況に準じて引上げ改定

寒冷地手当の見直し

- ・国家公務員の改定状況に準じて、月額を11.3%引上げ
- ・新たな気象データに基づき、支給地域を改定

(4) 改定の実施時期等

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、令和6年12月期の勤勉手当の支給割合の改定は、令和6年12月1日から、令和6年度以降の勤勉手当の支給割合の改定は、令和7年4月1日から実施すること。

(5) 公務運営の改善等についての報告事項

○人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保、人材の育成、能力・実績に基づく人事管理の推進

○勤務環境の整備

長時間労働の是正、職員の健康管理、誰もが働きやすい職場環境づくり、ハラスメント防止対策

○ワーク・ライフ・バランスの推進

多様な働き方の推進、子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援

○公務員倫理の確立等

4 納入金の実施

(1) 納入金の改正

ア 令和6年第5回県議会定例会に提案、令和6年12月19日可決、令和6年12月24日条例第48号として公布された。

(改正概要)

- ① 納入金について、初任給を始め若年層に重点を置き全級全号給について給料表を引上げ
- ② 期末・勤勉手当について、年間、6ヶ月期及び12ヶ月期の支給割合を改定
- ③ 初任給調整手当について、支給月額の上限を引上げ
- ④ 寒冷地手当について、地域及び世帯等の区分に応じ支給額を引上げ
- ⑤ 警察職員手当について、海上保安庁の船舶に乗り込んで行う外国船舶警戒業務に日没時から日の出時までの間に従事した場合の加算を新設

イ 令和7年第1回県議会定例会に提案、令和7年3月19日可決、令和7年3月25日条例第3号として公布された。

(改正概要)

- ① 納入金について、職務や職責をより重視した内容に見直し
- ② 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を子1人につき月13,000円に引き上げ
- ③ 地域手当について、支給割合の見直し
- ④ 通勤手当について、一月当たりの支給限度額を150,000円に引き上げるとともに、新幹線、高速道路等に係る特別料金の支給要件を見直し
- ⑤ 管理職員特別勤務手当について、平日深夜の支給対象時間帯を午後10時から翌日の午前5時までの間に拡大することとした。
- ⑥ 寒冷地手当について、支給地域の見直し
- ⑦ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当等を新たに支給
- ⑧ 特定期付職員に支給する特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を新たに支給

(2) 納入金に関する人事委員会規則の改正

ア 納入金規則の一部改正

(ア) 令和6年8月1日 人事委員会規則第10号

a 組織改正に伴う所要の規定整備

・管理職手当 (別表第1の3 (第24条関係))

任命権者	機関	職	区分	変更内容
知事	本庁	環境対策推進企画監	4種	新設
		私学振興監		

b 施行日

公布の日 (令和6年8月1日)

(イ) 令和6年12月20日 人事委員会規則第13号

a 納入金から控除する互助団体納入金 (第8条の2) の変更等

- ・岐阜県職員互助会が取り扱う団体生命保険料以外の保険料について控除対象に追加。
- ・貸付金償還金及び物資購入立替資金償還金について控除対象から削除。

b 施行日

令和7年4月1日

(ウ) 令和6年12月26日 人事委員会規則第14号

- a 勤勉手当（第57条の5）及び初任給調整手当（別表第2〔第25条の7関係〕、付則別表〔付則第19項関係〕）

① 勤勉手当（第57条の5）

令和6年12月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正

② 初任給調整手当（別表第2〔第25条の7関係〕、付則別表〔付則第19項関係〕）

医療職給料表（一）の引上げ改定に伴い、別表で定められた支給額を改正

b 施行日

公布の日（令和6年12月26日）

（上記aの①は令和6年12月1日、上記aの②は令和6年4月1日適用）

(エ) 令和7年4月1日 人事委員会規則第9号

- a 期末手当及び勤勉手当の加算を受ける職員及び加算割合（別表第7）及び組織改正に伴う所要の規定整備

① 期末手当及び勤勉手当の加算を受ける職員及び加算割合（別表第7（第52条の3関係））

給料表	職員	加算割合	変更内容
医療職給料表（三）	上席看護師長→技術課長補佐	百分の十	改称
	看護師長→技術主査	百分の五	改称
教育職給料表（二） 教育職給料表（三）	栄養教諭→栄養教諭（職務の級が二級であるものに限る。） 講師（職務の級が二級であるものに限る。）	百分の五（人事委員会が別に定める職員にあつては百分の十）	変更・追加

② 特殊勤務手当（第38条の10、第38条の13及び第38条の18）

- ・食肉検査業務手当（第38条の10）

環境生活部岐阜地域環境室を環境エネルギー生活部岐阜地域環境室に改称し、健康福祉部感染症対策調整課を削除。

- ・特殊現場作業手当（第38条の13）

環境生活部環境管理課を環境エネルギー生活部環境管理課に改称。

- ・環境監視手当（第38条の18）

環境生活部廃棄物対策課、環境管理課、岐阜地域環境室を環境エネルギー生活部廃棄物対策課、環境管理課、岐阜地域環境室に改称。

商工労働部商工・エネルギー政策課を商工労働部商工労働政策課に改称。

③ 管理職手当（別表第1の3（第24条関係））

＜知事＞

機 関	職	区 分	変更内容
本庁	未来創成局長	1 種	新設
	都市公園・交通局長		新設
	県民文化局長		廃止
	子ども・女性局長		廃止
本庁	都市公園・交通局長	2 種	廃止
	文化祭推進事務局長		廃止
	文化祭推進事務局次長		廃止
企画監等（水産振興企画監を除く。）、 ねんりんピック推進事務局次長 ※広聴監から地域出納審査監までの職		4 種	新設
県事務所	所長（西濃県事務所及び可茂県事務所の所長に限る。）	1 種	新設
	所長（西濃県事務所及び可茂県事務所の所長を除く。）	2 種	新設
県税事務所	課長（岐阜県税事務所の徴収課長に限る。）	4 種	新設
	課長（岐阜県税事務所の徴収課長を除く。）	6 種	新設
岐阜地域福祉事務所	総務課長	6 種	新設
精神保健福祉センター	保健福祉課長	4 種	新設
子ども相談センター	中濃子ども相談センターの家庭支援課長	6 種	廃止
女性相談支援センター	副所長	4 種	廃止
農業大学校	総務課長→課長（総務課長に限る。）	4 種	改称
	課長（園芸指導課長及び畜産指導課長に限る。）	6 種	廃止
家畜保健衛生所	中央家畜保健衛生所の総務課長	4 種	廃止
	中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長	6 種	新設
	東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長	6 種	廃止
土木事務所	下呂土木事務所の道路課長	4 種	新設
	下呂土木事務所の道路調整監	6 種	新設
宮川上流河川開発工事事務所	所長	2 種	新設
	所長	4 種	廃止

＜教育委員会＞

国際園芸アカデミー	総務課長	4 種	新設
-----------	------	-----	----

<警察本部長>

警察本部	機動警察センター長	2種	新設
	自動車警ら隊長		
	機動捜査隊長		
	交通機動隊長		廃止

④ へき地手当（別表第5（第44条の5関係））

小中学校の統廃合及び義務教育学校の新設に伴う所要の規定整備整

b 施行日

公布の日（令和7年4月1日）

(才) 令和7年4月1日 人事委員会規則第16号

a 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

① 扶養手当

- ・現行の給与条例第12条に規定されている要件具備の届出、支給の始期及び終期等の扶養手当に關し必要な事項に係る規定の新設
- ・経過措置期間中における扶養手当の支給要件等に係る規定の整備等

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	行政7級相当職以下	6,500円	3,000円	廃止
	行政8級相当職	3,500円	廃止	
子（1人あたり）		10,000円	11,500円	13,000円

② 地域手当

- ・支給地域及び地域ごとの級地区分を設定
- ・経過措置期間中における支給地域及び地域ごとの級地区分等の規定を整備

支給地域	支給割合		
	現行	令和7年度	令和8年度
岐阜市	3%	2.4%	1.8%
大垣市			
多治見市			
美濃加茂市		2%	
各務原市			
可児市			
瑞穂市			1%
その他県内市町村 (現行の1%を維持)	1%	1%	
県外（国の地域手当制度による支給地域）	18%～1%	20%～4%（所要の経過措置有）	

③ 通勤手当

- ・1箇月当たりの通勤手当の支給限度額を150,000円に引上げ
- ・支給限度額の範囲内で、高速道路等利用の場合の特別料金を全額支給（現行は特別料金の2分の1（上限月額20,000円））
- ・高速道路等に係る特別料金の支給要件（片道30分以上短縮）を廃止等

- ④ 管理職員特別勤務手当
 - ・平日深夜に係る支給対象時間帯の拡大（現行は午前0時から5時、見直し後は午後10時から翌日の午前5時）
 - ⑤ 勤勉手当
 - ・令和7年6月期以降の職員区分別の成績率を6月期と12月期で同率にする。その際、一般職員及び管理監督職員については、成績率の上限を平均支給月数の3倍に引上げ
 - ⑥ 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当の改定
 - ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、医師の特例に係る地域手当、住居手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給
 - ⑦ 任期付研究員及び特定任期付職員関係
 - ・平日深夜に係る管理職員特別勤務手当を新たに支給
 - ・特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編
 - ⑧ 寒冷地手当
 - ・新たな気象データに基づき、支給地域以外の地域に所在する公署のうち、その所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して手当の支給対象と人事委員会が定める公署を見直し（別表第5の4）
 - ・別表第5の4に掲げる公署に在勤する職員の手当支給について、支給地域または人事委員会が定める区域に居住するものに限る取扱いの廃止に伴う改正等
- b 施行日
公布の日（令和7年4月1日）

イ 初任給規則の一部改正

- (ア) 令和6年8月1日 人事委員会規則第11号
- a 行政組織の改正に伴う所要の規定整備
 - ・瑞浪市で発生した、リニア中央新幹線建設工事中に発生したトンネル湧水に起因すると思われる地下水位の低下を受け、JR東海や沿線市町との調整や県環境影響評価審査会地盤委員会での審議に対応するため、令和6年8月1日から環境管理課に環境対策推進企画監を配置することに伴う規定整備
 - ・私立学校（幼稚園、高等学校等の各種学校等）への助成や保護者等への経済的支援を所掌する私学助成係や、私立学校の設置、廃止等の認可や届出・報告等を所掌する私学行政係の業務量増大に対応するため、令和6年8月1日から私学振興・青少年課に私学振興監を配置することに伴う規定整備

○行政職給料表級別職務表（別表第1（第3条関係）イ）

任命権者	機関	職	職務の級	内容
知事	本庁	環境対策推進企画監	6級	新設
		私学振興監		

- b 施行日
公布の日（令和6年8月1日）

(イ) 令和7年3月28日 人事委員会規則第7号

a 組織改正等に伴う所要の規定整備

級別職務表（第3条関係）の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<警察本部長>

機関	職	職務の級	変更内容
警察本部	総務室長	8級	新設
	参事官		廃止
	警察航空隊副隊長	5級	新設
	センター長補佐		
	センター長補佐	4級	新設

○公安職給料表級別職務表（別表第1ロ）

<警察本部長>

警察本部	総務室長	9級	廃止
	機動警察センター長	7級	新設
	機動捜査隊長		
	交通機動隊長		
	機動警察センター副センター長		
	自動車警ら隊副隊長	6級	廃止
	捜査支援室長		
	自動車警ら隊副隊長		
	機動捜査隊副隊長		
	交通機動隊副隊長	5級	新設
	センター長補佐		
	警察航空隊副隊長		
	センター長補佐	5級	新設

※5・6級 通信司令官 → 通信指令官

警察署	総務監察指導官	6級	新設
	特命指導官		廃止

b 施行日

公布の日（令和7年4月1日）

なお、別表第1イの表の改正規定（「総務室長」の新設）及び同表ロの表の改正規定（「総務室長」の廃止）については、令和7年3月28日から施行。

(ウ) 令和7年4月1日 人事委員会規則第12号

a 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正等に伴う所要の規定整備

・経験年数換算表（別表第4（第6条関係））

人事院規則の改正を踏まえ、民間企業等での経験を公務での経験と同様に100/100で換算することを基本とする改正

※本県では、「民間企業等からの採用時の給与決定等の柔軟な運用について」（令和4年11月1日付け事務連絡）により、既に、民間企業等での経験を十分に考慮して給与決定することが各任命権者に求められている。

- ・修学年数調整表（別表第5（第7条関係））

人事院規則の改正を踏まえ、基準学歴区分の「中学卒」を削除
※令和6年給与実態調査（人事課）において、本県職員の「中学卒」の者はいない。
- ・昇格時号給対応表（別表第7（第22条関係））

各給料表の改正に伴い、以下の昇格時号給対応表を改正

- イ 行政職給料表昇格時号給対応表
- ロ 公安職給料表昇格時号給対応表
- ハ 教育職給料表（一）昇格時号給対応表
- ニ 教育職給料表（二）昇格時号給対応表
- ホ 教育職給料表（三）昇格時号給対応表
- ヘ 教育職給料表（四）昇格時号給対応表
- ト 研究職給料表昇格時号給対応表
- チ 医療職給料表（一）昇格時号給対応表
- リ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表
- ヌ 医療職給料表（三）昇格時号給対応表

[参考]

◎ 昇格とは…

給料表の級が上位の級へ上がること

◎ 昇格時号給対応表とは…

職員を「昇格」させた場合における、昇格前後の号給対応関係を表に表したもの

- ・附則にて切替日に昇格等した職員の号給の特例を規定

令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に昇格等した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けたものとみなす。

【例】切替日に昇格する職員の場合

行政職 7級38号給（447,900円）からの昇格の場合

○号給切替 7級22号給（447,900円）→昇格 8級4号給（482,600円）

研究職 4級54号給（436,700円）からの昇格の場合

○号給切替 4級38号給（436,700円）→昇格 5級5号給（494,700円）

b 施行日

公布の日（令和7年4月1日）

令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格（以下「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けたものとみなして岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則第22条又は第23条の規定を適用する。

（エ）令和7年4月1日 人事委員会規則第13号

a 組織改正等に伴う所要の規定整備

- ・級別職務表（第3条関係）の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1 イ）

<知事>

機関	職	職務の級	変更内容
本庁	文化祭推進事務局長	8級	廃止
	文化祭推進事務局次長		
	企画監等（※）		新設
	行幸啓企画監		
	建築企画監		
	整備管理監		
	文化事業推進監		
	広報県民運動推進監		
	地域推進監		廃止
	事業推進監		
	全国障害者芸術・文化祭推進監		
	全国高等学校総合文化祭推進監		
	献血運動推進監		
	男女共同参画推進監		
	エネルギー対策監		
図書館	副館長	8級	新設
	困難な業務を行う副館長	7級	廃止
	副館長	6級	廃止
子ども相談センター	中濃子ども相談センターの家庭支援課長	6級	廃止
	中濃子ども相談センターの家庭支援課長	5級	新設
女性相談支援センター	副所長	6級	廃止
障がい者職業能力開発校	困難な業務を行う訓練部次長	5級	新設
	訓練部次長	4級	新設
農林事務所	飛騨農林事務所の所長	8級	新設
農業大学校	教務課長	6級	廃止
	教務課長	5級	新設
家畜保健衛生所	中央家畜保健衛生所の保健衛生課長	6級	新設
	東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長	5級	新設
土木事務所	下呂土木事務所の道路調整監	6級	新設
	下呂土木事務所の道路調整監	5級	廃止

<教育委員会>

国際園芸アカデミー	総務課長	6級	新設
	総務課長	5級	廃止

※「企画監等」とは、岐阜県行政組織規則（平成18年岐阜県規則第46号）第26条第1項の表職の欄に掲げる職（副検査監を除く。）にある者をいう。

○教育職給料表（二）級別職務表（別表第1 ニ）

<教育委員会>

高等学校又は特別支援学校	栄養教諭（任用の期限を付したものに限る。）の職務	1級	新設
--------------	--------------------------	----	----

○教育職給料表（三）級別職務表（別表第1 ホ）

<教育委員会>

小学校、中学校又は義務教育学校	栄養教諭（任用の期限を付したものに限る。）の職務	1級	新設
-----------------	--------------------------	----	----

○医療職給料表（二）級別職務表（別表第1 チ）

<知事>

家畜保健衛生所	中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長	6級	新設
	東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長		廃止
	中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長	5級	廃止
	東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長		新設
保健所	保健所の事務所の課長	5級	廃止
衛生専門学校	歯科技工学科の教務主任	3級	新設
食肉衛生検査所	飛騨食肉衛生検査所の食肉検査課長	7級	新設
	飛騨食肉衛生検査所の食肉検査課長	6級	新設
家畜保健衛生所	家畜防疫対策監	7級	新設
	中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長		新設
	東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長		廃止
	家畜防疫対策監	6級	新設

※6・7級中「連携推進鑑」を「連携推進監」に改称

○医療職給料表（三）級別職務表（別表第1 リ）

<知事>

保健所	保健所の事務所の課長	5級	廃止
希望が丘こども医療福祉センター	上席看護師長	5級	廃止
	看護師長	4級	廃止

・初任給基準表（第11条—第16条、第24条関係）の改正

○教育職給料表（二）初任給基準表（別表第6 ニ）

職種	学歴免許等	初任給	変更内容
栄養教諭（任用の期限を付したものに限る。）	大学卒	1級25号給	新設
	短大卒	1級15号給	
	高校卒	1級5号給	

○教育職給料表（三）初任給基準表（別表第6 ホ）

栄養教諭（任用の期限を付したものに限る。）	大学卒	1級25号給	新設
	短大卒	1級15号給	
	高校卒	1級5号給	

b 施行日

公布の日（令和7年4月1日）

ウ 給与の支払監理等に関する規則

改正なし

（3）給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-6のとおり改正等を行った。

表4-6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R6.4.26 人委第61号	・夏季休暇の使用可能期間を6月から10月までの5か月に拡大
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R6.12.26 人委第323号	・給料表の引上げ改定に伴い給料の調整額（別表第1の（1）、（2）（第23条関係及び第23条の2関係））を改正
給与条例等の改正に伴う差額の支給等について（通知）	R6.12.26 人委第325号	・給与条例の一部改正に伴う既に支給された給与との差額の支給等について留意点を通知
平成18年1月12日付け通知等の廃止について（通知）	R7.3.17 人委第396号	・平成18年1月12日付け人委第280号「通勤手当（給与条例第12条第3項適用）におけるETCマイレージ割引の取扱いについて」及び平成19年1月11日付け人委第324号「通勤手当におけるICカード乗車券の取扱いについて」の廃止
令和7年改正条例附則第2項及び第3項の規定に基づく号給の切替え及び号給の調整について（通知）	R7.3.19 人委第366号	・給与条例附則第2項及び第3項の規定に基づく令和7年4月1日における号給の切替え及び号給の調整について留意点を通知
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例付則第28項及び第29項並びに岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例付則第30項、第32項、第34項又は第35項の規定による給料に関する規則の運用方針について（通知）の一部改正について（通知）	R7.3.25 人委第415号	・給与条例付則第30項等規則第11条関係の新設
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R7.3.31 人委第432号	・組織改編に伴う規定整理 ・教育職員等の年次休暇期間が「年」から「年度」へと変更されることに伴う規定整理 ・任期を付した任用の栄養教諭に対する給与規定の明確化等

(4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したものうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表		行政		公安		教一	教(二)	教(三)	教四	研究	医(一)	医(二)	医(三)	計					
職務の級		7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7	
任命権者	知事																		
		26	2	1									3						32
	教委							2	1	34	24								61
		5																	5
警察																			
		2			7	5													14
計								2	1	34	24								61
		33	2	1	7	5							3						51

(注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級）第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第1項第1号の規定により承認した人数である。

2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で187人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難い場合の給料月額の決定の承認

給料表		行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	計
任命権者	知事	38						5	1	3	3	50
	教委	96			3	11						110
	警察		29									29
	計	134	29		3	11		5	1	3	3	189

(注) 初任給規則第16条（人事交流等により異動した場合の号給）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号給）、第18条（特定の職員についての号給）、第47条（この規則（初任給規則）により難い場合の措置）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表4-9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額の決定の承認

異動後		行政			教(二)			教(三)		研究		医(一)		医(二)		医(三)		計	
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級
知事	行政																		
	研究																		
	医(一)																		
	医(二)																		
	医(三)																		
教委	行政																		
	教(二)																		
	教(三)																		

(注) 1 初任給規則第26条（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）又は第27条（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）の規定により承認した人数である。

2 職務の級は、異動後のものである。

3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で84人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表4-10 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	0
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

(注) (a) は給与規則第24条(ただし書を含む。)の規定により、(b) は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表 4-1-1 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	2
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

(注) (a) は給与規則第29条の14の規定により、(b) は同規則第29条の15の規定により、(c) (d) (e) (f) は同規則第29条の17の規定により承認した人数である。

工 期末・勤勉手当の支給の承認

表4-12 期末・勤勉手当の支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	6
--------------------------------	---

(注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数である

5 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の実施

（1）会計年度任用職員の報酬条例の改正

(ア) 令和7年3月25日 条例第3号

a 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る規定整備

b 施行日

令和7年4月1日

（2）会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の改正

(ア) 令和6年12月26日 人事委員会規則第16号

a 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給割合に係る規定整備

b 施行日

公布の日（令和6年12月26日）

(イ) 令和7年3月25日 人事委員会規則第15号

a 常勤職員の給与制度が改正されること等に伴う所要の規定整備

- ・地域手当報酬（第16条）

支給地域	支給割合		
	現行	令和7年度	令和8年度
岐阜市	3%	2.4%	1.8%
大垣市			
多治見市			
美濃加茂市		2%	
各務原市			
可児市			
瑞穂市			1%
その他県内市町村 (現行の1%を維持)	1%	1%	
県外（国の地域手当制度による支給地域）	18%～1%	20%～4%（所要の経過措置有）	

- ・勤勉手当（第50条）

令和7年6月期以降の勤勉手当の成績率を6月期と12月期で同率にする。その際、成績率の上限を平均支給月数の3倍に引上げ（常勤職員のうち、一般職員に準拠）

- ・報酬の基本額（別表第1（第3条関係））

技能労務職給料表の1級1号給～16号給がカットされることに伴い、改正後の技能労務職給料表を用いて報酬の基本額の範囲を設定

b 施行日

公布の日（令和6年12月26日）

（3）会計年度任用職員の報酬等に関する通達等の改正

改正なし

（4）会計年度任用職員の報酬等の運用承認

報酬の基本額について、報酬条例第2条第4項に基づき承認したものは、表4-13のとおりである。

表4-13 職務の性質その他特別の事情により、別に定める報酬の基本額の承認

(a) 週の正規の勤務時間が29時間以外で、勤務時間数を反映した報酬にする必要があるもの	1
(b) 手当等を報酬に上乗せ又は報酬から差し引く必要があるもの	0
(c) 給料表以外の単価等を基準にする必要があるもの	2
(d) 別に報酬が指定されているもの	0
(e) 特定の給料表号給を基準にする必要があるもの	0
(f) 規則施行前の報酬水準を維持する必要があるもの	0

(注) 複数項目に重複して該当する場合も計上。

6 退職手当条例の実施

(1) 退職手当条例の改正

(ア) 令和6年12月24日 条例第47号

a 国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み失業者の退職手当について規定整備

b 施行日

令和7年4月1日

(イ) 令和7年3月25日 条例第5号

a 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理

b 施行日

令和7年6月1日

(2) 退職手当規則の改正

(ア) 令和6年12月26日 人事委員会規則第15号

a 就業手当の廃止（第10条の2・第23条・24条）及び失業認定期間中に労働によって収入を得た場合の基本手当の減額規定の削除（第13条）

b 施行日

令和7年4月1日

7 旅費条例の実施

(1) 旅費条例の改正

改正なし

(2) 旅費規則の改正

令和7年3月18日 人事委員会規則第3号

a 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う内国旅行甲地方の範囲にかかる所要の規定整備

b 施行日 令和7年4月1日

(3) 旅費支給の特例承認

- | | |
|-----------------------|-----|
| ・ 宿泊料等の増額調整承認 | 83件 |
| ・ 警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 | 12件 |
| ・ その他 | 10件 |